匝瑳市立八日市場第一中学校「学校いじめ防止基本方針」

令和６年４月

【いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針】

（１）基本理念

いじめは，その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり，生徒の健全な成長に影響を及ぼすばかりでなく，その生命または身体に危険を生じさせる恐れがある重大な問題である。本校の全教職員が，いじめはもちろん，いじめをはやし立てたり，傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で，どんな些細なことでも相談に応じ，いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ，いじめを許さないという生徒の意識を育て，本校の学校教育目標の一つである，豊かな心をもち，友を大切にする思いやりのある生徒を育成するよう日々実践していく。

（２）学校及び教職員の責務

学校は，学校の内外を問わず，いじめが行われることなく，すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう，いじめ防止のための対策を講じるものとする。また，全教職員は，全力を挙げていじめの未然防止・早期発見に取り組むとともに，いじめが疑われる場合の早期対応に的確に取り組み，再発防止に努める。

（３）いじめの定義

「いじめ」とは，生徒等に対して，当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は，表面的・形式的にすることなく，いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。）

具体的ないじめの態様は，以下のようなものがある。

○冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
○仲間はずれ，集団による無視をされる
○軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
○ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
○金品をたかられる
○金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
○嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
○パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる　等
○「けんか」でも該当する場合がある。

（４）学校いじめ対策組織について

①名称

いじめ対策委員会

②構成員

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，学年主任，養護教諭，スクールカウンセラー，いじめ防止対策担当とする。なお，実態等に応じて柔軟に対応することもある。（必要に応じて保護者代表等）

③役割

ア　いじめ防止基本方針の策定
イ　いじめ防止の年間指導計画の立案と実施
ウ　いじめに関する教職員の校内研修を企画・実施
エ　いじめ防止に関する各取組の有効性のチェック
オ　いじめ防止基本方針の見直し

④年間指導計画

第一回（４月）：いじめ防止基本方針の見直し，年間計画の確認

第二回（９月）：状況報告，取組の検証，２・３学期の計画

第三回（３月）：取組の検証，来年度の課題検討，年間計画の作成

その他：年間を通して事案発生時には緊急対応会議を開催する。

年間を通して毎週一回生徒指導部会・主任会でいじめに関する情報交換を行う。

毎月一回の職員会議にていじめに関する状況の共有化を図る。

（５）いじめの未然防止について

いじめ問題においては，未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには，「いじめは，どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち，好ましい人間関係を築き，豊かな心を育てる，「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。

①いじめに対しての基本的な認識

生徒・教職員に対していじめについての共通理解を図るために，次のア～カのようないじめ問題についての基本的な認識をもつようにする。

ア　いじめはどの生徒にも，どの学校にも起こり得るものである。

イ　いじめは人権侵害であり，人として決して許される行為ではない。

ウ　いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。

エ　いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

オ　いかなる場合においても，学校全体で暴力や暴言を排除する。

カ　いじめはその行為の態様により暴行，恐喝，強要等の刑事法規に抵触する。

②保護者への働きかけ

ＰＴＡの各種会議や保護者会等において，いじめの実態や方針などの情報を提供し，意見交換する場を設ける。また，いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうための広報活動を積極的に行う。

③道徳教育，豊かな人間関係づくり実践プログラムの充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こるいじめに対し，道徳やピアサポートの授業が大きな力を発揮する。いじめ問題は，他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり，いじめをしない，許さないという，人間性豊かな心を育てることが大切である。生徒たちは，心が揺さぶられる教材や資料に出会い，人としての気高さや心づかい，やさしさ等に触れれば，自分自身の生活や行動を省み，いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では，学級の生徒の実態に合わせて，題材や資料等の内容を十分検討したうえで取り扱い，「『いのち』のつながりと輝き」を主題とし，「考え，議論する」ことを意識して進めていく。特に、映像教育の有効活用を図る。

④教職員としての責任ある行動

生徒は，教職員の言動に大きな影響を受けることがある。教職員の不適切な認識や何気ない言動が生徒を傷つけ，結果としていじめを助長してしまう場合がある。したがって教職員は，生徒の良きモデルとなり，慕われ，信頼されることが求められていることを理解しておくとともに，教職員がお互いに意見を言い合える人間関係をつくる。

わかる授業を展開するために，教職員間でお互いの授業を参観し合い，意見交換をする。それには，お互いに質問したり，相談したり，気軽に話ができる職員間の雰囲気をつくる。その上ですべての生徒が参加・活躍できるように**主体的・対話的な授業実践を行い、必要に応じてICTを活用する。**

いじめに向かわない態度・能力を育成するために，自他の存在を認め合い，尊重しあえる態度を養うことや，生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために，教職員が生徒たちに愛情をもち，配慮を要する生徒たちを中心に据えた，温かい学級経営や体験学習・各

種学校行事・生徒会活動等の教育活動を展開していく。これにより，生徒に自己存在感や有用感を与えることができる。その上で，授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において，他者と関わる機会を工夫し，それぞれの違いを認め合う仲間づくりをしていく。

自己有用感や自己肯定感を育む取組として，授業や行事において，生徒を認める声かけを多くしていく。そのためには，生徒一人一人のようすをしっかり観察し，声かけのタイミングを見逃さない力量を教職員が身につける。

⑤体験活動の充実

生徒が他者や社会，自然との直接的な関わりの中で自己と向き合うことにより，生命に対する畏敬の念，感動する心，共に生きる心に自らが気づき，発見や体得できるようにする。

福祉体験やボランティア体験，職業体験，外部講師の導入等，発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し，教育活動に取り入れる。

携帯電話・スマートフォンに関する適切かつ安全な使い方に関する指導を年度初めに行い、各教科指導とも連携し、ルールやマナーの習得・モラルの向上を継続的に図る。

部活動の指導においても，指導者は部活動の意義や目的を正しく理解し，過度の競争意識，勝利至上主義等で，生徒のストレスを高めることがないよう，指導者としてあるべき姿を常に意識し指導にあたる。また，部活動は学級や学年の枠をこえて集まっており，自発的・自主的に行う場面が多いことから，生徒同士の人間関係を指導者がしっかり把握し，指導していく。日頃から生徒が不安や悩みを相談しやすい体制を整え，生徒の学校生活の状況の把握に努めるとともに，教職員間でつねに情報交換できる体制をつくる。

⑥特に配慮が必要な生徒

発達障害を含む障害がある生徒，海外から帰国した生徒や外国人の生徒，性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒・被災した生徒や避難している生徒）については個々の特性を理解し，日常的に支援する。

（６）いじめの早期発見について

いじめは，早期に発見することが，早期の解決につながる。早期発見のために，日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努める。いじめは，教職員や大人が気づきにくいところで行われ，潜在化しやすいことを認識し，教職員が生徒の小さな変化や危険信号を見逃さないために，生活ノートの点検や休み時間，放課後の雑談等の機会に，生徒のようすに目を配り，いじめを見逃さない認知能力を向上させる。生徒とともに過ごす機会を積極的に設ける。

生徒に関わるすべての教職員の間で情報を共有し，保護者とも連携して情報を収集する。

①実態把握の方法として，毎月末「心のものさし」（自分の学校生活を振り返り，自己評価する）にいじめに関する質問項目を入れ各担任がチェックするとともに，毎月末には「いじめ」に関する項目だけのアンケートを実施。また，実態に応じて他にいじめに関する実態調査（インターネットを通じた，いじめについての質問項目を含めたもの）を随時実施する。いじめられている生徒にとっては，その場で記入することが難しい状況も考えられるので，実施方法については，記名，無記名，持ち帰り等，状況に応じて配慮する。ただ，アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識をもつ。

定期的な教育相談としては，年に２回教育相談週間を設け，全員を対象に実施，三者面談は２学期に実施する。また，日常の生活の中での教職員の声かけ等，生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。スクールカウンセラーの部屋（のどかルーム）に気軽に入室できるようにする。校舎内に相談箱を設ける。

②学校に相談できずに問題が深刻化することを防ぐために，生徒及び保護者に外部相談機関を周知する。（長期休業前に相談機関への連絡の仕方を示した文書

を配付）

③「いじめゼロ宣言」は常に生徒の目に触れるように各教室の入り口に掲示し，いじめの相談，通報は適切な行為であること，また，その方法は生活ノートや心のものさし，相談箱等への記入，担任や養護教諭，スクールカウンセラーその他誰でも良いことを教職員が多くの場面で生徒に伝える。

④保護者と連携して生徒を見守るために，日頃から生徒の良いところや気になるところ等，学校でのようすを連絡し，保護者との信頼関係を築く。このことで，保護者が抵抗なくいじめ等に関して相談できる体制をつくる。また，三者面談や各種保護者会，ＰＴＡ活動，家庭訪問等，保護者と接するあらゆる機会を利用して，何かあれば気軽に教職員に相談するよう伝えていく。

（７）いじめを認知した場合の対応

いじめの兆候を発見したときは，問題を軽視することなく，早期に適切な対応をする。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い，解決に向けて一人で抱え込まず，学校全体で組織的に対応する。

①いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報の認知
- いじめ対策委員会を招集する。
- いじめられた生徒を徹底して守る。
- 見守る体制を整備する。

↓

正確な実態把握
- 当事者双方，周りの生徒から聴き取り，記録する。
- 個々に聴き取りを行う。
- 関係教職員と情報を共有し，正確に把握する。
- 一つの事象にとらわれず，いじめの全体像を把握する。

↓

指導体制，方針決定
- 指導のねらいを明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 教育委員会，関係機関との連携を図る。

↓

生徒への指導・支援
- いじめられた生徒を保護し，心配や不安を取り除く。
- いじめた生徒に，相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

保護者との連携
- 双方に直接会って，学校いじめ防止基本方針に沿った対応方針を伝え，信頼関係の下に理解と協力を得られるように具体的な対策を話す。
- 協力を求め，今後の学校との連携方法を話し合う。

↓

今後の対応
- 継続的に指導や支援を行う。
- スクールカウンセラー，養護教諭等の活用を含め心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り，誰もが大切にされる学級経営を行う。

②いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は，その時・その場で，いじめを止めるとともに，いじめに関わる関係者に適切な指導を行う。併せて，ただちに学級担任，学年主任，生徒指導主事に連絡し，管理職に報告する。

③話を聞く場合の配慮

いじめられていると相談にきた生徒や，情報を伝えに来た生徒から話を聞く場合は，他の生徒たちの目に触れないよう，場所，時間等に慎重な配慮を行う。また，事実確認は，いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行う。いじめ加害者が圧力をかけることを防止するため，いじめられている生徒，情報を伝えた生徒を徹底して守るよう，教職員の目の届く体制を整備する。

④いじめの事実確認

いじめの事実確認においては，いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聴き取るとともに，周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て，正確に把握する。短時間で正確な事実関係を把握するため，複数の教職員で対応することを原則とし，管理職の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。（記録は手書き，ワープロともに当該生徒卒業後も保存する）なお，被害・加害生徒の保護者への連絡については，複数教職員での家庭訪問等により直接会って対応し，事実に基づいて丁寧に行う。（隠蔽や虚偽の説明を行わない）いじめが認知された場合，管理職が市教委に報告し，状況に応じて他の関係機関と連携する。

⑤警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは，所轄警察署と相談し，対応方針を検討する。なお，生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは，直ちに所轄警察署に通報し，適切に援助を求める。

（８）指導について

①いじめられた生徒，保護者に対して

・事実確認とともに，まず，つらい今の気持ちを受け入れ，共感することで心の安定を図る。
・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
・必ず解決できる希望がもてることを伝える。
・自信をもたせる言葉をかけるなど，自尊感情を高めるよう配慮する。
・状況に応じ，いじめた生徒を定めた期間原則別室登校とすることにより，いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し，生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際，生徒にとって信頼できる人（親友や教職員，家族等）と連携し，いじめ対策委員会が中心となって対応する。場合によってはスクールカウンセラーの協力を得て対応する。
・発見したその日のうちに，家庭訪問等で保護者に事実関係を直接伝える。
・学校の指導方針を伝え，今後の対応について協議する。
・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
・継続して家庭と連携を取りながら，解決に向かって取り組むことを伝える。
・家庭での生徒の変化に注意してもらい，どのような些細なことでも相談するように伝える。
・少なくとも３か月間は本人・保護者に対して，心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等で継続して確認する。

②いじめた生徒，保護者に対して

いじめた気持ちや状況などについて十分聞き，生徒の背景にも目を向け指導する。

・教育的配慮のもと，毅然とした対応と粘り強い指導を行い，いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
・正確な事実関係を説明し，いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え，よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
・いじめは決して許されない行為であるという毅然とした姿勢を示し，事の重大さを認識させ，家庭での指導を依頼する。
・生徒の変容を図るため，今後の関わり方などを一緒に考え，具体的な助言をする。

③周りの生徒たちに対して

・当事者だけの問題にとどめず，学級・学年・学校全体の問題として考え，いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
・いじめは決して許さないという毅然とした姿勢を学級・学年・学校全体に示す。
・はやし立てたり，見て見ぬふりをする行為も，いじめを肯定していることを理解させる。
・いじめを訴えることは，正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。

（９）重大事態への対処について

①重大事態とは

生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じた疑い又は，相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い，生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

②重大事態が発生又は疑いが生じた場合の対応

○校長から学校教育課担当（73-0094）へ報告・いじめ対策委員会開催

いじめ対策委員会のメンバーは状況に応じて市教委の指導・支援のもと学校教育課担当者，専門的知識及び経験を有し，当該いじめ事案に無関係な第三者を加えることもある。また，必要に応じて警察等関係機関に通報し，支援を要請する。

○いじめ対策委員会で，事実確認を明確にするための調査を実施

いじめ行為の事実関係を，可能な限り明確にし，客観的な事実を速やかに調査する。

○いじめを受けた生徒及びその保護者に対しての情報提供

調査により明らかになった事実関係について，情報を適切に提供する。
（適時・適切な方法で，経過報告を行う事が望ましい）
関係者の個人情報に十分配慮する。（隠蔽は行わない）
得られたアンケート調査は，いじめられた生徒やその保護者に提供する場合があることを，調査に先立ち調査対象の生徒や保護者に説明する等の措置をとる。

○調査結果を市教委に報告，市教委から市長に報告

いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受けその提出を希望した場合は，調査結果に添える。

○調査結果を踏まえた必要な措置の実施

（10）公表，点検，評価等について

①八日市場第一中学校の「学校いじめ防止基本方針」をホームページ等で公表する。
②いじめ防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証する。
③４月の第一回いじめ対策委員会にていじめ防止基本方針の見直しを行う。